

## 学校法人北里研究所人権侵害防止相談員細則

平成 17 年 12 月 16 日制定

平成 18 年 10 月 1 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 11 月 1 日改正

### (目的)

第 1 条 この細則は、学校法人北里研究所人権侵害防止委員会（以下「委員会」という。）  
規程第 9 条第 2 項に基づき人権侵害防止相談員（以下「人権相談員」という。）に関  
し、必要な事項を定める。

### (任務)

第 2 条 人権相談員は、学生、職員等からの相談等に対応する。

- 2 人権相談員は、相談者の意思を尊重しながら、また関係部門の協力のもと、相談者  
と共に解決方法を考える。
- 3 人権相談員は、申し立てがあった場合、その内容を所定の人権侵害申立書により、  
委員会委員長に報告する。

### (構成)

第 3 条 人権相談員は次のとおりとし、委員会委員長の指名による。

- (1) 白金キャンパスから 5 名から 7 名
- (2) 相模原キャンパスから 10 名から 13 名
- (3) 十和田キャンパスから 5 名
- (4) 新潟キャンパスから 3 名
- (5) 北本キャンパスから 3 名

### (任期)

第 4 条 人権相談員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

- 2 人権相談員に事故のあるとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の  
残任期間とする。

### (人権相談員の公表)

第 5 条 人権相談員の所属、氏名、連絡先は学内において公表する。

- 2 連絡先は人権相談員本人が了承した範囲において明示する。

### (秘密保持)

第6条 人権相談員は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、任期中および退任後も知り得た内容について守秘義務を負う。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年11月1日から施行する。